

わたしとあなた…。それぞれが「愛」と「優」の心をいつも大切に。おたがいを認め、支え合うまち・京都を。

人権情報誌 VOL.36 2009.12

あい [I・YOU] ゆー Kyoto

国民栄誉賞・京都市市民栄誉賞受賞

輝きピープル **森光子** さん

人々の心がつながりあう
そんな豊かな街になってほしい 4

特集

子どもの権利条約が
国連採択20周年を迎えました 6

「我ら、企業市民」(企業インタビュー)

② 株式会社イシダの場合

会社存続の鍵は、
いつの時代も人々に喜ばれる
「世の適者」であること 8

マンガで考えてみよう
多文化が息づくまちを目指して 10



企業向け人権問題情報誌

ベーシック

2009.12

51

京都市文化市民局

BASIC

「人権情報誌」と「企業向け人権問題情報誌」の合併号



合併号の発行に当たって

京都市長

門川 大作

「最初の一日か二日は、みんなが自分の国を指してその美しさを口にした。三日目、四日目はそれぞれ自分の大陸を指して讚えた。五日目にはみんな黙って同じものを見つめていた。そこにはたった一つの地球しかなかった」。

ある宇宙飛行士の言葉だそうです。様々な違いを超えて「大切なものは同じなんだ」と気付くこと。その尊さを、改めて教えてくれる逸話のように思います。

今日、少子高齢化、高度情報化、グローバル化の進展など、私たちを取り巻く環境の変化に伴い、インターネットを通じた人権侵害事象など、様々な人権問題も生じています。

今一度、市民の皆様お一人お一人、企業の皆様、行政など、社会の全ての構成員が、お互いに「同じ大切な存在」とあるとの認識を深め合わなければなりません。その上で、互いに価値観や個性の違いを認め合い、更に違いを超えて支え合い、一人一人が個人として尊重される「人権文化」の息づく京都のまちづくりに、共に力を合わせて参りたいと思います。

そんな思いを込めて、市民の皆様に向けた人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」と、企業の皆様に向けた人権問題情報誌「ベーシック」の合併号を、人権月間である12月に発行させていただきました。

どうぞ、各ページの内容にゆっくりと心を寄せてみてください。「誰もが大切な存在で、その大切さは同じなんだ」と思う気持ちをより深め、日常につなげていただけることを願っています。

展示

小・中学生による 人権啓発ポスター展

下京区内の小・中学生から応募された人権啓発ポスターの作品を展示

期日 12月1日(火)～9日(水)
会場 京都駅前地下街ポルタ西広場(下京区東塩小路町)
お問い合わせ 下京区役所まちづくり推進課 ☎371-7170 FAX 361-8893

展示

児童絵画展

左京区内の小学校児童が描いた人権をテーマにした絵画を展示

① 期日 12月6日(日) 14:00～16:00
会場 京都大学百周年時計台記念館(左京区吉田本町)
② 期日 12月8日(火)～18日(金) 8:30～17:00
会場 左京区役所1階ロビー(左京区吉田中阿達町)
お問い合わせ 左京区役所まちづくり推進課 ☎771-4246 FAX 761-0054

映画

山科区人権映画のつどい

映画「1リットルの涙」上映。バリアフリー上映(字幕・副音声あり)

期日 12月4日(金) 13:30～ 定員 500名
会場 東部文化会館ホール(山科区柳辻浦町)
お問い合わせ 山科区役所まちづくり推進課 ☎592-3088 FAX 502-8881

映画

人権映画の集い

映画「母べえ」上映。バリアフリー上映(字幕・副音声あり)

期日 12月5日(土) 14:00～ 定員 200名
会場 東山区総合庁舎3階大会議室(東山区清水)
申込 11月26日(木)までに京都いつでもコールへ
☎661-3755 FAX 661-5855
お問い合わせ 東山区役所まちづくり推進課 ☎561-9114

映画

伏見区人権を考える映画会

映画「ブタがいた教室」上映。バリアフリー上映(字幕・副音声あり)

期日 12月5日(土) 14:30～16:40 定員 600名
会場 呉竹文化センター(伏見区京町南)
お問い合わせ 伏見区役所まちづくり推進課 ☎611-1144 FAX 611-0634

講演会

心のふれあいみんなの広場 人権講演会

講師：増岡 弘(声優・俳優) テーマ：すべてのものに心をこめて

期日 12月4日(金) 19:00～20:30 定員 300名
会場 アバンティホール(南区東九条西山王町)
※手話通訳・要約筆記の申込は電話かFAXで11月26日(木)までに
南区まちづくり推進課へ
お問い合わせ 南区役所まちづくり推進課 ☎681-3417 FAX 671-9653

講演会&鼎談

心のふれあいみんなの広場 ～左京区誕生80周年記念～

「大学生・留学生と共に暮らす左京のまちづくりの実現」に向けて記念講演と鼎談

期日 12月6日(日) 14:00～16:00 定員 500名
会場 京都大学百周年時計台記念館(左京区吉田本町)
※手話通訳の申込は事前に左京区まちづくり推進課へ
申込 11月27日(金)までに京都いつでもコールへ。当日参加も可
☎661-3755 FAX 661-5855
お問い合わせ 左京区役所まちづくり推進課 ☎771-4246 FAX 761-0054

講演会

人権学習会

講師：伊藤 順子(全国犯罪被害者の会(あすの会)会員)
テーマ：「あの日から...今思うこと。」～犯罪被害者の人権～
※出口 治男(法テラス京都所長)から裁判員制度の解説あり

期日 12月7日(月) 14:00～15:30 定員 80名
会場 下京区役所4階会議室(下京区東塩小路町)
お問い合わせ 下京区役所まちづくり推進課 ☎371-7170 FAX 361-8893

講演会

中京区民ふれあい事業 人権講演会

講師：橋本 和明(花園大学教授)
テーマ：最近の非行から見てくるもの

期日 12月7日(月) 13:30～15:00 定員 150名
会場 中京区総合庁舎4階 大会議室(中京区西三坊堀川町)
申込 11月27日(金)までに京都いつでもコールへ。当日参加も可
☎661-3755 FAX 661-5855
お問い合わせ 中京区役所まちづくり推進課 ☎812-2426 FAX 841-8182

講演会

人権月間 講演のつどい

講師：ダニエル・カール(タレント)
テーマ：～国や人種が違ってても～周りの人や社会への思いやり

期日 12月10日(木) 14:00～15:30 定員 800名
会場 同志社大学寒梅館ハーディーホール
(上京区今出川通烏丸東入)
※手話通訳の申込は12月1日(火)までに上京区まちづくり推進課へ
お問い合わせ 上京区役所まちづくり推進課 ☎441-5040 FAX 441-2895

講演会&映画

人権月間記念事業 「講演と映画のつどい」

映画：「ブタがいた教室」バリアフリー上映(字幕・副音声あり)
講師：黒田 恭史(佛教大学准教授)
テーマ：原作者が語る ～いのちの授業のつくりかた～

期日 12月11日(金) 13:00～16:00 定員 400名
会場 北文化会館ホール(北区小山北上総町)
※手話通訳・要約筆記の申込は12月2日(水)までに北区まちづくり推進課へ
お問い合わせ 北区役所まちづくり推進課 ☎432-1208 FAX 441-3282

講演会

ふしみ人権の集い2009 第2回学習会

講師：藤田 陽子(南宇治中学校教員)
テーマ：「中国帰国生徒のひとりとして～いま私にできること～」
第一部：「自分の生い立ちを知る」
第二部：「過去、現在、そして未来へ」

期日 12月12日(土) 13:30～16:30 定員 450名
会場 京都教育大学藤森学舎F棟大講義室2(伏見区深草藤森町)
※手話通訳あり
お問い合わせ 深草支所まちづくり推進課 ☎642-3203 FAX 641-0672

講演会

人権を考える講演会

講師：平田 哲(社会福祉法人京都いのちの電話理事・運営委員長, NPO法人アジアボランティアセンター代表)
テーマ：いのちと人権をまもるために

期日 12月13日(日) 13:30～15:00 定員 200名
会場 醍醐交流会館(伏見区醍醐高畑町)
※手話通訳の申込は12月1日(火)までに醍醐支所まちづくり推進課へ
お問い合わせ 醍醐支所まちづくり推進課 ☎571-6135 FAX 571-2673



俳優

森光子さん

Mitsuko Mori

PROFILE

森光子 (もりみつこ)さん

俳優。大正9年、京都生まれ。テレビ、舞台、映画と各方面で活躍し、代表作である舞台「放浪記」では帝国劇場にて単独主演2,000回を達成する。長年の偉業が称えられ平成10年に文化功労者に、平成17年に文化勲章受章、そして今年平成21年に国民栄誉賞及び京都市市民栄誉賞受賞。

90才を目前に今なお華やかに活動を続けられている森光子さん。今年7月には現役俳優としては初めての国民栄誉賞を、10月には京都市市民栄誉賞を受賞されました。また、ライフワークともなっている舞台「放浪記」が上演2,000回を越え、来年には再演も控えられています。そんな、年齢を感じさせないパワフルな活躍が話題となっている森さんに、長年の活動を支えているもの、故郷・京都への思い、そして高齢者と次世代の若者へのメッセージを語っていただきました。

芸の道を歩み続ける、それが感謝の気持ちを表す唯一の方法

「私がでございますか？……私でよろしいのでしょうか？」今年5月に国民栄誉賞授与のお知らせをいただきました時に、こう申し上げたようです。本当に思いがけないことでしたので、何とお答えすればよいのやら分からないほど驚きました。

7月1日の首相官邸での授賞式は、現役の、そして女優として初の栄誉という賞の重さ、大きさをひしひしと感じておりました。

国民の皆様への感謝の気持ちと致しましては、この後も、ひたすら、ひたむきに芸の道を歩み続けることでしか表すことができないと考えております。

受賞後の舞台初出演は11月の明治座での新作「晩秋」で、坂東三津五郎さん、八千草薫さんとの共演。来年1月には、帝劇でジャニーズの滝沢秀明さんとの舞台初共演、5・6月はシアタークリエで「放浪記」の再演が決まっています。

舞台に立っていることが誇りであり生きがい

国民栄誉賞受賞と併せ、今年5月には昭和36年から続けてきた舞台「放浪記」が上演2,000回を迎えました。こ

そんな豊かな街になつてほしい
人々の心がつながりあう

「京都市市民栄誉賞」をいただいて

この度の「市民栄誉賞」受賞は、皆様の御声援により頂戴することができたものと存じます。心から感謝申し上げます。

今回の受賞により、私が、一番大好きなまちである京都の生まれであるということ、これからも誇ることができ、とても幸せに思っております。

今後とも、京都が世界に誇るまちでありますよう、そして、京都の素晴らしさをもっともっと多くの方に知っていただき、沢山の方々を京都にお越しくださるよう、私も及ばずながらお祈りしております。

本当にありがとうございました。

のような活動を続けてこられたのは、皆さまのお力添えがあったからだと思っております。

まず恩師である菊田一夫先生が「放浪記」というすばらしい脚本を与えてくださいました。その脚本をよりどころとしてスタッフの皆さん、出演者全員のアンサンブルにより舞台上演されました。そして再演を重ねるたびに創意と工夫は休むことなく続けられて2,000回につながったのだと思います。

また、忘れてはいけない大事なことは、お客様のことです。この半世紀にわたる「放浪記」公演は、全国各地のお客様に観ていただいております。そして毎回数多くの温かい御声援や拍手に励まされてまいりました。

「まず脚本ありき、舞台は一期一会、お客様が第一、自分は一生懸命」が私のモットーでございます。この「自分は一生懸命」は私に与えられた宿命と考えております。舞台の上で自分の役割を務めることは、誇りであり生きがいでございます。この気持ちをいつまでも持ち続けて明日に向かって行こうと思っております。

多くの文化財、豊かな自然、 世界に誇れる街・京都

私は木屋町二条で生まれました。東京での生活が長くなりましたが、故郷京都はいつも心の内にあり、忘れたことはありません。私の幼い頃の木屋町界隈では、隣近所の皆さんや小学校・女学校の友達が、まるで家族同然のような人情触れ合うお付き合いがありました。

京都は、世界に誇る数多くの文化財に囲まれ、豊かな緑、美しい水の流れ等、心安らぐ町です。そこに生まれ育った人々、縁あって京都に暮らす人々が、心と心をつなぎあい、思いやり、本当の豊かな情愛あふれる街になって欲しいと思います。

現在京都市は、政令指定都市の中でも比較的高齢化が進んだ状況にあるとお聞きしております。お子さんから若い方、御高齢の方まで、皆様お一人お一人が行いの根底となる心を大切に、暮らされることを思います。

無理をしないで持続すること、 それが大切

私には生涯現役の女優を続けていくという目標がございます。そのためには「風邪をひかない、転ばない」ように気をつけて日々を過ごしています。無理してがんばり過ぎると他の人に迷惑をかけます。ですから自分でできることだけは責任をもってやり続けます。朝晩のスクワットトレーニングは一日も欠かすことなくやっています。御高齢の方々に伝えたいのは、大切なのは無理をしないで続けること、ということです。



そして将来を背負う若い方たちにお願ひがあります。大事な人生です、どうか大切にしてお前へ前へと進み続けて下さい。歴史を見ても国民の英知で幾度の苦難を乗り越えて、今日の平和な日本が築きあげられました。この日本だからこそ、若い人の未来に無限の可能性を与えてくれると思います。何事にも努力をしてください。たやすく放り投げないで下さい。持続すれば何かが見えてくると信じています。あなたのためです。あなたの周りの全ての人のためです。

素敵な夢を実現するように
明日にむかってがんばりましょう!
期待しています。

森光子

Present
プレゼント



森光子さんのサイン色紙と著書2冊
「人生は朗ラン〜私の履歴書〜」、
「女優 森光子 大正・昭和・平成〜八十八年 激動の軌跡〜」
を、それぞれ1名様に差し上げます。

森光子さんのサイン色紙、「人生は朗ラン〜私の履歴書〜」(日本経済新聞出版社)、「女優 森光子 大正・昭和・平成〜八十八年 激動の軌跡〜」(集英社)を、抽選でそれぞれ1名様にプレゼントします。ハガキに郵便番号・住所・氏名・年齢・電話番号・御希望のプレゼントと「あい・ゆーKYOTO&ベーシック合併号」への御意見・御感想をお書きのうえ、1月31日(日)(当日消印有効)までに以下へお送りください。なお、抽選結果の発表は発送をもって代えさせていただきます。

〒604-8571 (住所不要)京都市人権文化推進課「あい・ゆー
KYOTO&ベーシック合併号 書籍プレゼント」係

子どもの権利条約が 国連採択20周年を迎えました

1989年11月、子どもの基本的人権を国際的に保障するため、「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」が国連総会にて全会一致で採択されました。(日本は1994年4月批准)

しかし、採択から20年経った現在も、児童虐待などをはじめ、子どもの人権を脅かす事象が後を絶ちません。

ここでは、「子どもの権利条約」について紹介し、子どもの権利を守るために私たちができることについて、個人、企業、地域の3つの視点から考えます。



「子どもの権利条約」とは

「子ども」とは

この条約では18歳未満を「子ども(児童)」と呼んでいます。

意義

地球上のすべての子どもが社会的に保護され、基本的人権が尊重されることを目的に作られました。子どもが一人の人間として尊重され、大人と同じように独立した人格と尊厳を持つ権利の主体として、文化や法制度などの違いを超えた、全ての国・地域に受け入れられる普遍的な内容となっています。

正式名称

「Convention on the Rights of the Child」(日本では、「児童の権利に関する条約」や「子どもの権利条約」と訳されています。本文書では「子どもの権利条約」として用います。)

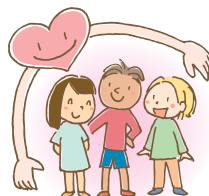
構成

前文と本文54条から成ります。^(※1) 「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を4つの基本理念として、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。



生きる権利

● 病気・けがの適切な予防措置や治療を受け、生命の安全が保障され、健康に生活できる権利



守られる権利

● 強制労働、経済的・性的搾取、暴力、虐待などから保護される権利。また、障害のある子どもや少数民族の子どもなどについては、特別に保護される権利



育つ権利

● 教育、福祉などの側面から、子どもたちの健やかな成長に必要な支援を国、親をはじめとする大人から受ける権利



参加する権利

● 子どもたち自身の意向を尊重した、意見表明、グループの結成や活動に関する自由を認められる権利

この条約には、次の2つの選択議定書^(※2)が作られています。

- ① 子どもの売買、子ども買春及び子どもポルノグラフィーに関する選択議定書(2002年1月発効、日本は2005年1月批准)
- ② 武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書(2002年2月発効、日本は2004年8月批准)

(※1) 条約全文は外務省HP(<http://www.mofa.go.jp/Mofaj/gaiko/jido/zenbun.html>)で見ることができます。

(※2) 選択議定書：条約本体からは独立した国際文書として、次の3つの目的で作成されるものです。「子どもの売買、子ども買春および子どもポルノグラフィーに関する選択議定書」は(イ)の例に、「武

力紛争における子どもの関与に関する選択議定書」は(ア)の例にあたります。

(ア) 条約で認められている権利や保護を強化・追加すること。
(イ) 特定分野について、一層詳細な規定を置くこと。
(ウ) 条約実施のための国際的手続きを新たに定めることなど

(※3) 次世代育成支援対策推進法については、厚生労働省・都道府県労働局からのお知らせ

(<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/kaisei/dl/01.pdf>)を御覧ください。

児童虐待

家庭内における、親や親族などの保護者による「しつけ」と称した子どもへの虐待が社会問題となっています。

- 児童虐待の主な形態…身体的虐待、保護の怠慢(ネグレクト)、性的虐待、心理的虐待



42,662件

平成20年度に全国の児童相談所に対応した児童虐待相談対応件数。年々増加しており、平成10年度の約6倍の数値となっています。(厚生労働省「児童相談所における児童虐待相談対応件数及び子ども虐待による死亡事例等の検証結果等の第5次報告」より)

児童虐待を防ぐためには、まず「発生予防」、「早期発見・早期対応」、「子どもの保護・自立支援」が必要です。児童虐待は、「よその家の問題」ではなく、社会全体で取り組むべき問題なのです。

子どもの人権が脅かされている問題 ～数字とともに考えましょう～

いじめ

いじめは深刻な社会問題となっており、いじめを原因とする自殺などの痛ましい事件が後を絶ちません。特に近年では、「学校裏サイト」などと呼ばれるインターネット上の掲示板やEメールを悪用するなど、問題として発覚しにくいものも多くあります。



8割強

2009年6月に国立教育政策研究所が発表した、首都圏に住む小中学生のうち、いじめの被害、加害をともに経験している子どもの割合

いじめは、本人同士での解決が困難な問題です。日頃から子どもの話に耳を傾け、学校や家庭、そして地域社会が連携して解決のための手助けをするとともに、いじめをなくすために、人権の大切さを伝えていくことが必要です。

その他

国際的な武力紛争や環境の悪化などによる貧困、飢餓、また、昨年秋からの世界同時不況などにより、社会的に弱い立場にある子どもたちの生活や生命が脅かされています。さらに、児童労働や人身売買、性的虐待・搾取など、子どもの尊厳を踏みにじる行為も後を絶ちません。

382件

平成21年上半年期(1月～6月)に児童買春・児童ポルノ禁止法違反で摘発された事件の件数(警察庁平成21年8月発表)。統計を取り始めた2000年以降、最も多い件数となり、また、被害児童の低年齢化が進んでいる。



子どもは、「年齢が低い」というだけであり、大人同様に人権が備わっているということを認識しなければなりません。

子どもの権利を守るためにできること ～個人、企業、地域の3つの視点から～

個人として

子どもは親の従属物ではなく、独立した人格を持つ権利の主体であるという認識を持ち、個性を尊重し、受け止めることが重要です。

企業として

子どもの安全に考慮した商品等の開発はもとより、子育てへの男女共同参画の促進なども、子どもの人権に大きくかかわってきます。次世代育成支援対策推進法^(*3)に基づき、行動計画を策定し、取組を進めましょう。

地域として

子どもを取り巻く様々な問題を見て見ぬふりをせず、地域全体で子どもたちを見守り、育てていきましょう。

京都市では、平成19年2月に、子どもを健やかに育むための市民共通の行動規範として「子どもを共に育む京都市民憲章」^(*4)を制定しています。

私たち大人は、子どもの権利についてきちんと理解し、それを子どもたちに伝えていくことが重要です。そして、子どもたちを取り巻く様々な問題を見て見ぬふりをせず、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場で、子どもたちを見守り、育てていくことが、子どもの笑顔が絶えない「人権文化の息づくまち・京都」につながっていきます。

(*4) 憲章の全文は京都市児童家庭課HP (<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000005054.html>)でも御覧になれます。また、京都「おやじの会」連絡会では、O(おやじの)K(子育て参加に理解のある)企業認定制度を創設するなど、父親の家庭教育や地域活動への積極的な参

加に向けた取組を行っています。詳しくは、京都「おやじの会」連絡会HP (<http://www.kyoto-oyaji.jp/>)を御覧ください。

(参考文献)京都市保健福祉局子育て支援部児童家庭課「新・京・子どもいきいきプラン」(2005年発行)

財団法人人権教育啓発推進センター「人権ポケットブック ⑨ 子どもと人権」(2008年発行) http://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html (日本ユニセフHP) <http://homepage2.nifty.com/childrights/> (ARC平野 裕二氏HP)

株式会社イシダの場合

今回は、明治時代に創業し116年を経られた株式会社イシダを、左京区聖護院にお訪ねしました。総務人事部次長の金井俊樹さんと同部人事課係長の吉田和広さんに、「社員の個性と誇りを尊重し、会社を取り巻く人々に喜ばれ、社会に役立つ」ことを旨とされる企業活動についてお話を伺いました。



総務人事部次長の金井俊樹さん(右)と、人事課係長の吉田和広さん(左)

会社存続の鍵は、いつの時代も人々に喜ばれる「世の適者」であること

Q 始めに、貴社の概要をお願いします。

明治26年(1893年)5月、日本初の民間ハカリメーカーとして京都に創業しました。長く石田衡器製作所の社名で親しまれて参りましたが、産業技術の進展とお客様のニーズに応え事業内容も広がってきたため、創業100周年を迎えた平成5年(1993年)を機に、現在の社名に変更しました。現在では計量を基軸にしつつ、検品や包装、値付け、在庫管理、出配荷など、モノが生まれてから消費者の皆様の手が届くまでの過程を、的確で迅速にコントロールする業務とともに、企業に向けた総合的な効率経営のサポートをさせていただいています。

営業面では、お客様第一をモットーに、全国38ヶ所の事業所を軸に販売とサービスの拠点を置き、ABCサービス(A:アフターサービス、B:ピフォアサービス、C:コンサルティングサービス)により地域に密着した活動を展開しています。また、ヨーロッパ、アジア、アメリカなど19ヶ国に現地法人を設け、世界100ヶ国以上の顧客にサービスを提供し、産業用計量機分野での海外シェアは70%です。

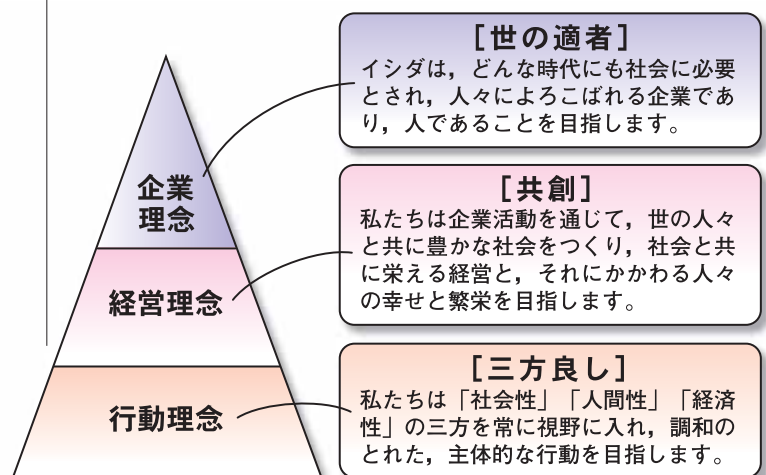
従業員数はグループで約2,800名。平成20年度の連結売上高は724.7億円でした。

Q 企業理念を御紹介ください。

当社には、「人々に喜ばれ、社会に役立つ企業は“世の適者”として永續する」という信念が貫かれています。どんな時代になっても、社会に必要とされ、認められる存在であれば、人も企業も生かされます。そのためには、

自らの利益のみを追求するのではなく、常に相手や社会にも幸せをもたらす、「自分良し、相手良し、第三者良し」の「三方良し」の精神を行動の拠りどころとすることが必要です。当社ではそのための目標として「BiggestよりもBest」という言葉を掲げ、いつの世においても社業の規模拡大よりも質の高い技術の開発、お客様のニーズに応える製品の提供に力を注いでおります。

先述の創業100周年に、次代に向けて、これらを再構築した理念体系(下図)を策定し、これをイシダの心として、日々活動しています。



Q 理念浸透のために、具体的にどのような取組をされていますか。

主要事業所では月に1度、全員朝礼という形で、社長が自身の経験に基づいた人生訓と企業哲学に照らしかけて語る訓辞の時間を持っています。堅苦しいも

のではなく、非常に明瞭でわかりやすく、社員皆に理解しやすく語られるものです。朝礼に出られない社員のためにも「web」で発信するほか、研修や社内報でも紹介します。また日々の仕事の中でも、社長が現場を回り、自らの言葉で、また態度で示す企業理念が常にシャワーのように注ぎ続けられているというのが実感です。“お客様第一”という思い、そして“苦しい状況にも人員整理をしない”というメッセージなどが決してぶれることなく発せられ、それがダイレクトに社員の心に入って来る。社員もそれを真摯に受け止め、自然と応えたいという気持ちになっています。親の背中を見て子が育つように、トップの姿に社員が学ぶ形です。実際、日々の業務に迷いが生じた時も、理念に基づいた行いをすれば解決していきます。こういった体験を重ねるうちに、理念がより深く浸透していると感じます。

また、同じく全員朝礼の時に、各事業部からの発表の機会を設け、情報の共有化を図っていることも、意識統一や風通しのよい社風づくりのベースになっています。

Q 採用や就労継続について、どのようなことを心掛けられますか。

面接とは、選考だけではなく、お互いが理解し合う機会ととらえています。つまり、就職希望者にとっては、自分の個性や能力を長期間にわたり十分に発揮できる企業を見つけ出すことであり、当社にとっては、当社で能力等を発揮できる人材を発見することです。ですから、まず心掛けるのは、常に対等の立場であること。先入観を持たずに、ハカリで言う目盛りがゼロのフラットな状態から始めます。お互いが本音で話し合い、理解し合った結果、合意に達すれば内定となります。そして、内定者とは、入社までの間に、内定者通信というコミュニケーションペーパーを毎月やり取りします。会社からは動き等を紹介し、内定者からは「働くとはどういうことなのか」「社会人マナーについて」「将来の夢」等、様々なテーマについての意見などを提出してもらい、それに対してフィードバックを行っています。この時期に、真剣に会社で働くということや社会のことを考えることは決して無駄ではないと思っているからです。このペーパーは、入社1～2年後に返却し、今度は自身の振り返りと後輩の気持ちを考える資料にしてもらっています。

こうした姿勢が功を奏してか、3年以内の離職率が3割とも言われる昨今、当社の場合は今のところ数パーセントという数字にとどまっています。それでも世間一般には増加傾向にあるようですので、ヒヤリングや全体研修の機会などを定期的に設け、フォロー

体制を確立し、社員の成長を職場で共有できる環境をつくっています。

Q 特徴的な制度についてお聞かせください。

まずは個人の成長があって、それが集結することで組織と会社が成長するという考え方のもと、「三方良し」の精神に基づく独自のMBO（目標による管理制度）を採用しています。目標管理はノルマ管理とは違います。「いい仕事」をすることにより「個人の成長」、そして、「業績の向上」を実現することを目的としています。

一般的には、ノルマ管理は、上司が部下の目標をノルマとして締め付けますが、当社の目標管理は、担当者が、上司・職場メン

バーと本音の対話・ミーティングをしっかりと行ったうえで、「いい仕事」をするために各個人で目標を設定し、自己統制するものです。

このように、「職場メンバーが互いに連携し合える環境」をベースに各個人が仕事を遂行し、個人の目標達成と同時に組織の目標の達成を目指します。

つまり、「上司と職場メンバーが職場目標を共有して、全員で達成する」ことになり、まさに職場マネジメントそのものとなるのです。

Q 最後に、社会とのつながりの中での活動について御紹介ください。

当たり前のことですので御紹介と言われますと困ってしまうのですが、強いて言えば、「ハカリの学習」として児童向きに作った本をもとに、リクエストがあれば小学校への出張授業に応じる活動を続けていることや、環境配慮型製品の開発及び企業活動における環境負荷低減に努めていること、社員有志による業務時間外の会社周辺などの清掃活動などでしょうか。

ですが、突き詰めれば、日々の企業活動の中で社員一人一人が「世の適者」であることが、企業存続への道であると同時に、社会貢献への道であると考えています。その意味でも、当社の歴史の中で先人が苦難を乗り越え実践してきた企業哲学をしっかりと受け止め、どのような時代になっても、「人々に喜ばれ、社会に役に立つ」ことができる、次代の豊かな人間を丁寧に育てていくことこそが、当社の社会的責任だと心得、これからも日々前進を続けて参ります。

本日は貴重なお話をありがとうございました。



研修風景

社長の訓辞をまとめた冊子。創業110年に発刊され、以来、新入社員への配付をはじめ社内資料として活用されている。



はかりの世界を国語・理科・算数にわけて紹介する本。ホームページでも掲載している。

多文化が息づくまちを目指して



【作画：中空朋美】

京都市には、一年を通して、様々な国からたくさんの外国人観光客の方がお越しになりますが、市内におられる外国人の方は、観光客だけではなく、在日韓国・朝鮮人の方や、大学などに通う留学生や研究者、就労・研修のために来日した人々等、現在、京都市には100を超える国々の約41,000人の外国籍の方が暮らしています。(*2)

また、日本国籍を取得した人や日本人との国際結婚により生まれた子どもなど、日本国籍を持ちながら、外国にルーツをもつ人々もたくさん暮らしています。

今後、グローバル化の更なる進展等により、ますます多くの外国人の方が京都市に来られることが見込まれます。

こうした外国にルーツをもつ全ての方が暮らしやすいまちをつくるためには、市民としての権利が尊重される、差別のない人権尊重の環境づくりと、言葉の壁などの課題に応じた支援が必要です。

外国籍市民等が存分に地域社会で活躍できるまちは、あ

らゆる市民がより豊かな生活を送れるまちでもあります。

市民一人一人が、国籍や民族の異なる人々の文化や慣習の違いを理解し合って、多文化を尊重する意識を持ち、外国籍市民や外国にルーツをもつ全ての人が暮らしやすく、地域社会で活躍することができる「多文化共生社会」を実現していきましょう。

(*1) 京都市では、「京都市国際化推進プラン」(平成20年12月策定)において平成29年度までに留学生を倍増(4,500人⇒1万人)とさせることとし、「大学のまち京都・学生のまち京都推進計画」(平成21年2月策定)に基づいて、留学生等の飛躍的な増加に向けた「広報」「支援」「交流」を戦略的に推進することにより、その実現を目指しています。

(*2) 外国人登録者数:41,123人、韓国・朝鮮籍者数:26,272人(平成20年12月31日現在)、留学生数:4,688人(平成20年5月1日現在)、京都府下の外国人労働者数:5,094人(平成20年10月末現在) 京都市ではこれらの人々を、国籍の異なる市民であるという意味で、「外国籍市民」と位置付けています。

講座

わいわい輪い人権ワークショップ

各回、様々なテーマを設定し、新たな人権課題の「気づき」により豊かな人権感覚を身につけ、「行動」するきっかけづくりとしていただく、参加型の学習会

	開催日	時間	主要なテーマ	タイトル	申込締切日
第2回	平成21年12月8日(火)	13:30	犯罪と人権	第二の「加害者」はどこにいる、かも…? ～犯罪被害者への、まなざしをめぐって～	平成21年12月1日(火)
第3回	平成22年1月19日(火)		ホームレス	生きざまはどこまで「自分で選べる」か? ～ホームレスという生きざまをめぐって～	平成22年1月12日(火)
第4回	平成22年3月4日(木)	16:30	「場所」に対する差別	ついつい思いがち? 「あそこの人たちは…」 ～特定の場所についてのイメージをめぐって～	平成22年2月25日(木)

- 会場** 京都市男女共同参画センター ウィングス京都 (中京区東洞院通六角下る)
- 定員** 各回40名程度 (申込多数の場合は抽選)
- 申込方法** 郵便番号, 住所, 氏名, 年齢, 電話番号, 参加を希望するテーマを明記のうえ, 右記まで
※1つのテーマからの参加も, すべてのテーマへの参加も可

京都いつでもコール
 ☎ 661-3755 FAX 661-5855
 パソコン: <http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000012821.html>
 携帯電話: <http://www.city.kyoto.jp/koho/m/cc>
 おはがき: 〒604-8571 (住所記入不要)
 京都市人権文化推進課「わいわい輪い人権ワークショップ」係

公募

「人権“ほっと”写真」募集

人権の大切さが感じられる心温まる写真を募集

作品規格 300万画素以上のデジタル写真でJPEG形式のデータを送付すること。未発表のものに限る。入賞作品は広報等に使用するため、被写体の肖像権や撮影、公開の承諾をとっておくこと。

応募方法 ①Eメール:1回の送信につき3点以内(1.7MB以下) jinken@city.kyoto.jp
 ②郵送又は持参:作品データを記録したCD-R

①②ともに「作品タイトル」「作品にこめるメッセージ(100字以内)」「住所」「氏名」「年齢」「電話番号」「本事業を何で知ったか」を記入したものを添えて, 応募すること。

〒604-8571 (住所記入不要)
 京都市人権文化推進課「人権“ほっと”写真」担当
 詳しくはホームページで
http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-3-0-0_3.html

期日 平成22年2月10日(水) 締切
お問い合わせ 人権文化推進課 ☎ 222-3381 FAX 222-3194



講演会

平成21年度犯罪被害者等を支える府民の集い ～被害者も加害者も出さないまちづくりを目指して～

犯罪被害者遺族の講演等を通じて、犯罪被害者支援の必要性を訴える広報啓発活動を積極的に展開し、社会全体で被害者やその御家族を思いやり、被害者等を支える気運の醸成に努める。

期日 11月21日(土) 13:30～15:40 (12:30開場)
会場 京都産業会館8階「シルクホール」(下京区四条通室町東入)
定員 約100名(先着順)
お問い合わせ 京都府警察本部警務課犯罪被害者支援室
 ☎ 451-9111 内線(2672) FAX 451-9282

展示会

柳原銀行記念資料館企画展 「川の辺の町～ひたむきに生きる ことの強さ 明るさ～」

高野 信幸氏の写真集「川の辺の町 京都」を素材とし、川沿いの町の姿を写す写真等から人権について考える。

期日 11月4日(水)～11月28日(土) 10:00～16:30
会場 柳原銀行記念資料館(下京区下之町)
お問い合わせ 人権文化推進課 ☎ 222-3381 FAX 222-3194

講演会

ゴールデン・エイジ・アカデミー 人権月間特別企画「近代日本の 刑事司法・メディア・人権」

松永 寛明氏(佛教大学社会学部現代社会学科講師)による講演

期日 12月4日(金) 10:00～11:30
会場 京都市生涯学習総合センター(京都アスニー)4階 アスニーホール他(中京区丸太町通七本松西入)
定員 600名(モニター視聴も含む。申込不要, 先着順)
お問い合わせ 京都市生涯学習総合センター事業課
 ☎ 812-7222 FAX 803-3017

講演会

第39回「憲法と人権を考える集い」 戦争の記憶～君へ伝える 君が伝える～

1. 益川 敏英教授(ノーベル物理学賞受賞)による講演
2. 中高生による沖縄県南風原町 訪問レポート
「はくとわたしが見たオキナワ」

期日 12月6日(日) 13:30～16:30 (12:30開場)
会場 国立京都国際会館大会議場(左京区宝が池)
定員 2,000名
お問い合わせ 京都弁護士会 ☎ 231-2336 FAX 223-1894

講演会

学びのフォーラム山科

- 開発途上国での国際協力(青年海外協力隊)に携わった講師から、活動していた国(主にモロッコ)のことや、生活事情など現地の様子を直接聞き、広く開発途上国の人々、文化、抱えている課題を知る。
- 途上国の諸問題が、実は我々とも密接に関わっていることに気づき、これまでの自分たちの生活を振り返るきっかけとする。

期日 12月9日(水) 10:30～12:00
会場 京都市生涯学習総合センター山科(山科区竹鼻竹ノ街道町)
定員 200名
お問い合わせ 京都市生涯学習総合センター山科
 ☎ 593-1515 FAX 583-0777

本誌は、人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」と企業向け人権問題情報誌「ベーシック」の合併号として発行しました。郵送を御希望の方は、返信用切手(120円分)を同封のうえ、京都市人権文化推進課までお申し込みください。(あて先は裏面を御覧ください。)

人権の尊重とは、「一人ひとりの能力を十分に発揮できる環境をつくること」です！

学び、知り、つながることで新しい視点を見つけていきましょう！



～京都市主催～ 「企業向け人権啓発講座(第 期)」を開催

主に企業の経営者層等を対象とした講座 定員:20名(先着順) 講演 参加費無料

【日時】:平成22年1月12日(火)14:00～16:30
 【場所】:京都御池創生館 地下1階研修室[中京区御池通柳馬場北東角 TEL 075-252-5105]
 【テーマ】:身近な事柄から人権を考える ～職場,家庭等で日頃感じている思いや疑問について～
 【講師】:金香百合 氏(HEALホリスティック教育実践研究所所長)

台風の接近により延期と致しました

～京都市主催～ 「企業向け人権啓発講座」を開催

主に企業の人権研修推進者等を対象とした講座 定員:25名(先着順) 講演・施設見学 参加費無料

【日時】:平成22年1月21日(木)14:00～16:00
 【場所】:集合・見学...柳原銀行記念資料館[下京区下之町6番地の3 TEL 075-371-8220]
 講演...崇仁コミュニティセンター[下京区上之町38番地 TEL 075-371-8220]
 【テーマ】:「柳原銀行記念資料館」の誕生と,みんなが主役のまちづくり
 【講師】:山内 政夫 氏(柳原銀行記念資料館 事務局長)

～京都市主催～ 「企業向け人権啓発講座(第 期)」を開催

主に企業の人権研修推進者等を対象とした講座 定員:各回50名(先着順) 参加費無料

第1回 講演
 【日時】:平成22年2月3日(水)14:30～16:30
 【場所】:ハートンホテル京都 1階「宇治伏見」[中京区東洞院通御池上る TEL 075-222-1191]
 【テーマ】:一人一人が輝く“社員”全員参画の職場づくり
 ～“仕事と家庭生活の両立&キャリアアップ(パート 契約 正社員)”支援でますますの輝きを～
 【講師】:北嶋 政博 氏(柳原銀行記念資料館 業務推進部 部長), 上杉 雪恵 氏(同社 同部 課長)

第2回 企業約100社・学校・区民・行政が手を携えて取り組んでいる地域の集いに参加します
 【日時】:平成22年2月13日(土)13:30～16:30
 【場所】:京都府総合見本市会館パルスプラザ 3階「稲盛ホール」[伏見区竹田鳥羽殿町5 TEL 075-611-0011]
 【テーマ】:人権文化の町をひとりひとりの心から
 【内容】:「第15回 ふしみ人権の集い」
 第1部 活動報告:人権の集いの15年と竹田の子守唄の10年
 第2部 記念公演:響け鼓動!届け歌声!解放へのメッセージ!～被差別の文化,子守唄と太鼓を重ねて～

第3回 講演
 【日時】:平成22年2月26日(金)14:30～16:30
 【場所】:新・都ホテル 地下1階「陽明殿」[南区京都駅八条口西側 TEL 075-661-7111]
 【テーマ】:あなたの企業は,「ちゃんと(C),社会と(S),連携しています(R)」か?
 ～次の秋,社会的責任の国際的ガイドンス規格(ISO26000)が発行されます～
 【講師】:関 正雄 氏(柳原銀行記念資料館 理事 CSR統括部長, ISO/SR国内委員会委員・日本産業界代表エキスパート)

詳細につきましては,京都市文化市民局市民生活部人権文化推進課企業啓発担当のホームページを御覧ください。

申込方法:「企業名・氏名・連絡先,参加希望期・回」を,京都市文化市民局市民生活部人権文化推進課まで,御連絡ください。TEL 075-222-3381, FAX 075-222-3194

締切:第 期...平成22年1月5日(火),延期による開催講座...平成22年1月14日(木)
 第 期...第1回:平成22年1月27日(水),第2回:同年2月5日(金),第3回:同年2月19日(金)
 定員を超えた場合は,その時点で受付を終了しますので,あらかじめ御了承ください。

【個人情報の取扱いについて】
 いただいた個人情報は,京都市個人情報保護条例に基づき,他の目的に使用しないとともに厳重に管理します。

本年6月から7月に開催しました,平成21年度「企業向け人権啓発講座」第I期の講演録等を,京都市文化市民局市民生活部人権文化推進課企業啓発担当のホームページにて公開しています。御参照ください。

「人権情報誌vol.36」と「企業向け人権問題情報誌vol.51」合併号〔2009年12月発行〕

京都市文化市民局市民生活部人権文化推進課
 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
 TEL 075-222-3381, FAX 075-222-3194
 URL <http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-3-0-0.html>(「市民啓発担当」・「企業啓発担当」)
 この冊子はホームページでも御覧いただけます。
 また,区役所・支所のまちづくり推進課,市役所案内所ほかで配布しています。

